

行政書士 奈良



2021年1月 No.145



連載 ユキマサなら散歩〈前編〉

目次

行政書士 奈良
2021年（令和3年）
1月号

令和3年 新年ごあいさつ	
奈良県行政書士会 会長 中嶋 章雄	1
奈良県知事 荒井 正吾	2
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	3
広報月間報告	4
行政書士試験 令和2年度奈良県専門士業連絡協議会	5
（一社）コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部	6
黄綬褒章受章祝賀会	8
日本行政書士会連合会と近畿地方協議会単位会との連絡会	9
法改正・手続変更の情報	10
トピック 著作権法及びプログラムの著作物に係る 登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（著作権法改正）	12
会員の動き	14
ユキマサなら散歩〈後編〉	17
編集後記	



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

《連載》ユキマサなら散歩
（ならまち界隈の町名）

〈前編〉



江戸時代から明治時代にかけての町屋が数多く建ち並び、落ち着いた雰囲気味わうことのできる場所であるならまち、今回はそのならまち界隈を特に町名について注目してみたいと思います。

「ならまち」、「奈良町」、平仮名と漢字のどちらの表記も使われていますが、これにはどのような意味があるのでしょうか。広い意味では、中世以降に発展した町々の総称で、江戸時代の「奈良町絵図」などに描かれている区域が「奈良町」と呼ばれているようですが、現在は一般的に、「ならまち」は、近鉄奈良駅の上を走る国道369号線より南側で、元興寺旧境内を中心とする区域を、「奈良町」はそこに国道369号線より北の「きたまち」や京終駅付近を含む大きな区域を指して使われているようです。

少々ややこしくなりましたが、「奈良町」の中心であり象徴であるといえる「ならまち」には、数多くの「町」が存在します。元興寺町、福智院町、十輪院町といった、寺院由来であることが多いですが、読み方が難しいもの、由来が気になるものも多くあります。

阿字万字町：あぜまめちよう。弘法大師が阿字万字の秘符をこの地に納めたという説や、畦道に豆を植えていたなどの説がありますが、元興寺の阿字万院という坊の跡があったようです。

突抜：つきぬけ。芝突抜町、川之上突抜町など、「突抜」の文字が入った町名があります。突抜とは、近世の都市の街区に新たに開かれた道という意味があり、芝突抜町については、もととは元興寺境内で荒廃して芝原となっていたところに、新しく東側に街路を開いたことに由来していると言われます。川之上突抜町は、北側にある川之上町に向けて街路が開かれたことに由来かと思われます。

なお、ならまちとは関係ありませんが、同じく突抜の入った地名として、京都の「天使突抜」があります。



令和3年 新年ごあいさつ



奈良県行政書士会

会長 中嶋 章雄



令和3年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃より、会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解とご協力を賜わり、また行政書士制度の発展にご尽力いただき、心よりお礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大にはじまり感染防止対策に明け暮れた1年だったと思います。マスクやアルコール消毒薬、非接触型体温計等を購入し、受付カウンター及び相談会用の飛沫防止パーテーションを設置いたしました。また会議や研修会はZOOMミーティングを利用して開催し、総会は書面決議とZOOMを併用して開催するため臨時特例会則施行規則を制定し感染防止に心がけて開催しました。

またコロナ禍における社会貢献活動として、電話無料相談窓口を設置し事業者や国民・県民に対してサポートすることができ、8月からは宇陀市からの依頼を受け、持続化給付金、家賃支援給付金等の各種助成金の相談対応のため相談員を宇陀市役所窓口に残置しています。

その最中にも重要な課題であります「非行政書士の排除」については当会の政治連盟と共に県庁窓口規制の適正化のための県議会への活動を行った結果、平成28年に「請願」が採択され、平成30年には県地域振興部長名による通知が発せられ、その後も県議会議員、副知事、知事公室、関係部局と協議を重ねてまいりました。そして昨年10月に奈良県入札参加資格申請のHPの要綱に「行政書士以外の代理申請は受付しない旨の記載。」「奈良県指定様式による行政書士記載欄のある委任状の様式」が公表されました。そして11月には「許可可受付窓口における行政書士制度の理解と行政書士法遵守徹底について」県知事公室長名による通知があらためて発せられました。長年に亘り要望してきたことが実を結びつつあります。

昨年一番喜ばしいニュースは、宇陀市の平櫛恵美子先生が黄綬褒章を受章されたことです。奈良県で受賞された方は多数いらっしゃいますが、行政書士で受賞されたのは平櫛先生が初めてのことであり、後輩の私た

ちにとって大変誇らしい事でした。

今年は色々な改革や新制度が次から次へと待ち構えております。6月から行政書士法改正により一人法人が解禁になるに先立って法人会費および入会金の改正検討を行っていただきます。また昨年の総会において承認されました会長選挙制度の改正に伴い具体的な選挙に関する規則を一部改正し、はじめて新制度になった会長選挙が行われます。また全国的組織につながる暴力団等排除対策委員会も今春設置されスタートいたします。そしてなにより菅政権が立ち上がり、政府が推進するデジタルガバメントに的確に対応していかなければなりません。昨年のコロナ禍において一挙にすすんだデジタル化が、今年は押印廃止とともにオンライン申請、電子証明書活用が急ピッチで進むでしょう。マイナンバーカード取得サポート制度は早々に協議し実行する必要があります。私たち行政書士業務の在り方も対応していかなければなりません。

新しい年を迎え、県民の皆様の行政書士制度に対する期待に応え、会長として会員の皆様のためなすべきことに道筋をつけることを約束するとともに、奈良県行政書士会役員一同は今年もワンチームとして頑張っていく所存です。本会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となることを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年 新年ごあいさつ



奈良県知事

荒井 正吾



奈良県行政書士会の皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年は、年初から新型コロナウイルス感染症が広がり始め、その対策で一年が暮れてしまいました。新たな年を迎え、皆さまとご家族のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。

ウィズコロナ時代では、健康な生活に配慮した社会経済活動が必要です。大都市近隣に位置する奈良県であつても、感染予防に十分な配慮をすれば、健全な社会経済活動を持続することは可能です。

医療・福祉従事者の皆さま、さら

に産業活動、観光活動に携わっておられる方々には、ご辛抱とご負担をおかけすることになり、誠に申し訳ない限りであります。新型コロナウイルスと経済活動の両立を図るための最前線で頑張っていたいていることに、感謝の気持ちでいっぱい

です。皆さまには、「コロナにうつらない、うつさない」最大限の配慮をしながら、できる限り通常の生活を続けていただきたいと願っています。

「いまなら。キャンペーン」を今年も続けていきますので、これまでご存じなかった奈良の良いところ、おいしいものを存分に楽しんでいただけたらと思うところです。

コロナ対策に目を奪われ、先が見通せない気分になりがちですが、奈良のより良き未来のための事業が着々と進んでいます。

昨年4月、奈良市内の県営プール跡地にコンベンションセンターが開業し、併設して最高級ホテル「JW マリオット・ホテル奈良」が7月に開業しました。また、昨年5月には奈良公園に「ゆがやま瑜伽山園地」を復元し、そこにホテル「ふふ奈良」が開業しました。この二つのホテルはと

もに好調です。

南和地域の五條市では、2000m滑走路を持つ大規模広域防災拠点の建設に向け、動き出しました。また、近鉄西大寺駅の高架化と平城宮跡内の線路移設の問題も大詰めを迎えています。京奈和自動車道では、大和御所道路の橿原北ICから橿原高田IC間の高架化の工事が進み、郡山下ッ道JCT以北の大和北道路の工事も始まりました。さらに奈良市では、JR新駅の設置と鉄道高架化の工事も始まります。加えて、同駅周辺のまちづくり、大和平野中央のまちづくり、国体開催に向けての様々なスポーツ施設の整備など、奈良がもつと良くなる初夢を見ています。

皆さまにも良い初夢が届きますようお祈り申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。



令和3年 年頭所感



日本行政書士会連合会

会長 常住 豊



令和3年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年世界を席巻した新型コロナウイルスにより私たちの生活は一変し、図らずも日本におけるデジタル化推進の契機となりました。この間、各種コロナ支援事業に対する行政書士の活用を主とした要望活動は、関係各位の御協力により一定の

成果を上げることができました。一方で、政府から示された「デジタル庁」の新設により、社会のデジタル化はより一層加速度を増し、私たち行政書士にとってもいよいよ本格的に変革を迫られる段階に突入しようとしています。このような社会の転換期においても変わらず、国民の声に耳を傾け、地域に根ざした身近な良き相談相手として行政書士が活躍していくために、デジタル社会における行政書士業務を確立すべく喫緊の対応が求められています。

日行連では、デジタル・ガバメントへの対応として、昨年、デジタル推進本部プロジェクトチームを立ち上げました。プロジェクトチームでは、次年度のデジタル推進本部発足に向けて、関係省庁等への働きかけなどを行い、デジタル政策への対応について検討しています。行政手続の専門家として行政書士が国民と行政の架け橋となり、政府が推進するデジタル社会をより良い方向へと導けるよう、デジタル・ガバメントに関する日行連の方針を明確に示し、随時、政策提言を行ってまいりたいと考えています。

上記デジタル化への対応を最優先事項としながらも、地域との共生、役所との共生、他士業者との共生の「3つの共生」、更には多文化との

共生を標榜する基本方針に則り、各種事業の完遂に向けて、鋭意対応を進めてまいります。また、先般開催いたしました各地方協議会との連絡会において、組織のガバナンスや今後の展望等について様々な御意見・御要望をいただいたところですが、これらについても現場の声としてしっかりと受け止め、次年度の具体的な活動につなげてまいりたいと考えています。

本年は行政書士制度70周年を迎える節目の年であり、また改正行政書士法が施行される重要な年でもあります。コロナ禍ではありますが、本年中には行政書士制度70周年記念式典を開催したいと願っています。日行連会長として今一度気を引き締め、行政書士制度の発展と社会的地位の向上に全力を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要不可欠な存在として認知されるべく、地域貢献並びに業務に精励していただきますようお願いいたします。

この新しい年が奈良県行政書士会並びに会員の皆様にとって心豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

令和2年度広報月間のご報告

毎年10月は行政書士制度広報月間です。日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会において行政書士制度の普及浸透を目的として、全国一斉に広報、監察活動が行われています。奈良県行政書士会においては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、人の多い場所での広報活動や大々的なイベント参加・主催等は自粛し、感染しない・させないことに留意して広報活動を行いました。

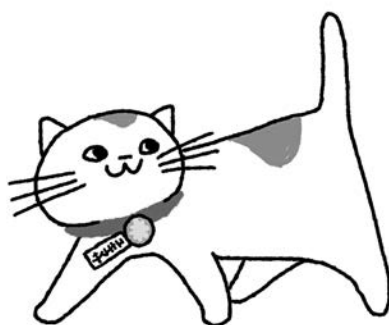


本年度は、同じくコロナ禍でしばらく中止されておりました毎月の無料相談会がコロナ対策を徹底したうえで9月より再開されたこともあり、相談員の方々の協力を得て対面型の相談会を10月8日（木）に実施いたしました。相談会当日は、消毒薬やアクリル板の設置、こまめな換気等に注意したうえで、相談者の方のお話を伺いました。



相談会に先立って、行政書士制度や仕事内容を広く知っていただくため、奈良新聞紙面に広告を掲載したことに加え、ホームページやSNSを利用して広報月間や相談会の告知を行いました。また、行政、各種団体など関係機関に広報物の配布やポスター掲載依頼を実施いたしました。

コロナ禍の真っ只中においての広報活動というものは非常に難しいものがありましたが、広報活動や仕事に対する課題なども発見することができました。今後も継続的に、行政書士を知っていただけるよう活動を続けて参りたいと思います。



◎令和2年度行政書士試験◎

◆日時：11月8日（日） 午後1時～午後4時

◆場所：奈良県コンベンションセンター

奈良県：受験申込者数 583名 当日受験者数 468名

（全国計：受験申込者数 54,847名 当日受験者数 41,681名）

本年度の試験会場は、4月1日に開業した奈良県コンベンションセンターとなりました。試験監督員や試験本部員として本会会員に試験実施事務のご協力をいただき、また、関係各機関の皆様に多大なご協力をいただき、無事試験を実施し、終了することができましたことご報告させていただきます。ありがとうございました。

なお、合格発表日時は、令和3年1月27日（水）午前9時です。

◎令和2年度奈良県専門士業連絡協議会◎

11月19日（木）に奈良県専門士業連絡協議会主催講演会が開催されました。奈良県内の専門士業10団体が一堂に集まり、親睦や交流を深めることを目的に例年開催されておりますが、本年度は新型コロナウイルスの感染状況が日々変化することもあり、会場を設定し集合しての開催ではなく Web 開催となりました。

Web 開催の方法としては、専門士業連絡協議会参加団体の全会員（約2,200名）を対象に YouTube を利用して講演会を時間を限定して公開する形式が取られました。講師に産経新聞大阪本社社会部編集委員坂本英彰氏をお迎えし、「米国大統領選挙後の新しい世界」という演題で、有意義なご講演をいただきました。

サポートセンター奈良県支部

2. 広報・相談活動

(1) セミナー・個別相談会

各市町村地域包括支援センターからの依頼により、地域住民やケアマネージャーを対象にした成年後見制度や相続、遺言、終活などをテーマにしたセミナーや個別相談会を開催しました。

- ①令和元年8月27日 大和郡山市において成年後見制度に関するセミナー
- ②令和元年10月15日 王寺町において寸劇セミナー・相談会
- ③令和元年11月10日 「なら介護の日2019」において相談ブース設置
- ④令和元年11月21日 川西町において成年後見制度に関するセミナー
- ⑤令和元年12月12日 三郷町において終活セミナー・相談会
- ⑥令和2年1月23日 生駒市において終活セミナー・座談会
- ⑦令和2年2月19日 生駒市において成年後見制度に関するセミナー



(2) 定期的な無料相談会の開催

令和元年11月・令和2年1月奈良市西福祉センターにて、令和元年8月・10月・12月奈良市東福祉センターにて、定期的な無料相談会を開催しました。

(3) 広報誌『NEWS LETTER』の発行

奈良県支部の活動を広く知っていただくため、令和2年1月、5月にコスモス奈良広報誌『NEWS LETTER』を発行しました。県下の自治体や地域包括支援センター等に送付して活動を紹介しています。

(4) Facebook による活動案内

コスモス奈良の Facebook ページにイベントの案内や開催報告等を掲載しました。

いいね！お待ちしております。





(一社) コスモス成年後見

新年明けましておめでとうございます。

日頃より当支部の活動に多大なご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の全国的拡大により、従来までの意識や行動を変える必要に迫られました。支部活動においても予定していた研修会や相談会などは、延期や規模縮小の対応をすることとなりました。



令和3年においても、しばらくはこのような状況が継続することが予想されます。研修会や会議などはオンラインを使用し、相談会等については事前予約制をとるなど、工夫を重ね新型コロナウイルス感染症への対応を継続します。特に私たちコスモス会員は、高齢者の方々と接する機会も多いことから、より一層の配慮をして参ります。

他県では成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークの整備が進みつつある地域も多くあることから、奈良県支部としても県内の自治体に協力すべく積極的に活動をすすめ、身近で信頼される組織となるよう活動していきます。

本年も引き続き、みなさまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

◆第7期（令和元年8月1日から令和2年7月31日まで）の活動紹介◆

1. 研修の実施

成年後見人等を受任する能力を備え、かつ倫理観の高い人材の育成を実現するため、様々な研修を実施しています。入会前研修は、奈良県支部に入会する前に、全30時間におよぶ基本的知識、法制度、倫理等を学びます。更新研修では、入会后2年毎に全10時間程度の実践的な学びの場を提供し、会員の資質向上を図っています。さらに、より実務に即した内容や事例等を学ぶ研修や、奈良県行政書士会との共催による研修を開催しています。



黄綬褒章受章祝賀会

◆日 時…令和2年10月24日（土）

◆場 所…THE KASHIHARA（旧…橿原ロイヤルホテル）

春の褒章にて黄綬褒章を受章された、宇陀市の平櫛恵美子会員の受章祝賀会が、10月24日に開催されました。有志の会員等8名が発起人となり、ご親族、関係団体、行政書士及び他士業の方々、クライアント様などをお招きし、感染症対策を講じたうえでの開催となりました。

第一部では、開会の挨拶、発起人紹介・挨拶、花束贈呈などに続き、来賓の紹介が行われ、衆議院議員 高市早苗様、文部科学兼内閣府副大臣田野瀬太道様総括秘書 難波正敬様、宇陀市議会議員 井谷憲司様、日本行政書士会連合会会長 常住豊様よりご祝辞をいただきました。

また、Personal History「行政書士の認知向上に向けて」と題し、平櫛会員より行政書士になろうとした動機から現在に至るまでの活躍について、ご自身より紹介がありました。その後、行政書士の将来像についてと題したトークショーにおいて、様々な立場からのトークが繰り広げられました。

歓談を挟んだ第二部では、ピアノ弾き語り、会場参加型のカントリーダンス、会員有志で結成されたCosmos bandによるバンド演奏など、ステージショーで大いに盛り上がりしました。

平櫛恵美子会員の黄綬褒章受章 誠におめでとうございます。



令和2年度

日本行政書士会連合会と 近畿地方協議会単位会 との連絡会

◆日 時…令和2年11月17日（火）

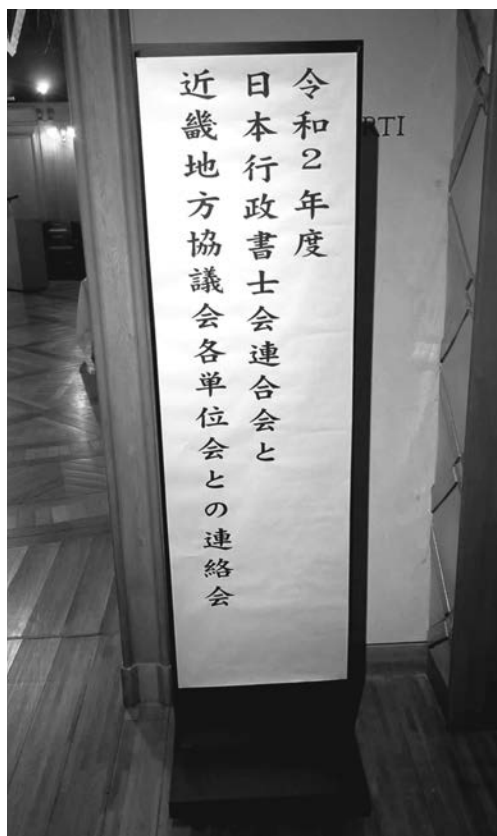
◆場 所…ホテル川久

11月17日（火）、和歌山県白浜町のホテル川久にて、日本行政書士会連合会（以下、日行連）と近畿地方協議会各単位会との連絡会が開催され、奈良県行政書士会（以下、奈良会）から中嶋会長と副会長3名が出席いたしました。

日行連から、当面の諸問題及び事業の説明がなされた後、各単位会から現状説明と日行連への要望等がありました。持続化給付金、家賃支援給付金等の新型コロナ関連の申請業務に関することや、コロナ禍により電子申請への流れが急速に進んでいる中、デジタル・ガバメントへの対応に関することなどについて、活発な議論が交わされました。

奈良会からは、「電子申請における非行政書士行為の対策について」、「法教育事業の統一ツールの作成と、文部科学省担当部局への働きかけについて」の2件の内容について質問・要望を行い、回答を得ました。

コロナ禍ということで、広い会場にて対策を十分に講じたうえで、時間を短縮しての開催となりましたが、日行連及び各単位会と有意義な連絡会となりました。





法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナをはりましょう。

法改正情報

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における 経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業成長促進法）

（経済産業省 HP より抜粋）

●公布：令和2年6月19日

●施行：令和2年10月1日

●改正の概要

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除にかかる支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。

1. 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進（経営承継円滑化法）
2. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等（経営強化法）
3. 地域経済を牽引する企業における成長促進等（地域未来法）
4. 事業承継等支援体制の整備（産業競争力強化法）
5. その他措置事項

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005.html>



建設業法及び公共工事の入札及び 契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(国土交通省 HP より抜粋)

●公布：令和元年6月12日

●施行：令和2年10月1日

●改正の概要

「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」の観点から、建設業法・入契法の改正が行われた。

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正（工期の適正化等）

中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。

公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。

下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

工事現場の技術者に関する規制を合理化。

- ・元受の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技師補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥等に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化（※）

※建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、
今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html#work



著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（著作権法改正）

令和2年6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。この法律は、著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるためのもので、具体的な改正事項は以下のとおりとなっています。

改正事項の概要

1. インターネット上の海賊版対策の強化
 - ①リーチサイト※対策（施行日：令和2年10月1日）
 - ②侵害コンテンツ※のダウンロード違法化（施行日：令和3年1月1日）
2. その他の改正事項
 - (1) 著作物の円滑な利用を図るための措置（施行日：令和2年10月1日）
 - ①写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大
 - ②行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）
 - ③著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入
 - (2) 著作権の適切な保護を図るための措置（施行日：令和3年1月1日）
 - ④著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化
 - ⑤アクセスコントロールに関する保護の強化
 - (3) その他（施行日：公布日から1年以内で政令で定める日、令和3年1月1日）
 - ⑥プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）

※侵害コンテンツ：違法にアップロードされた著作物等

※リーチサイト：侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト

改正の背景には、大きな話題となった巨大海賊版サイト「漫画村」問題等があり、関係団体による推計によると、「漫画村」では約3,000億円の出版物がタダ読みされ、漫画家・出版社の収入・売上が大きく減少したとの試算や、日本最大級のリーチサイト「はるか夢の址」では1年間の被害額が約731億円にのぼるとの試算が示されています。

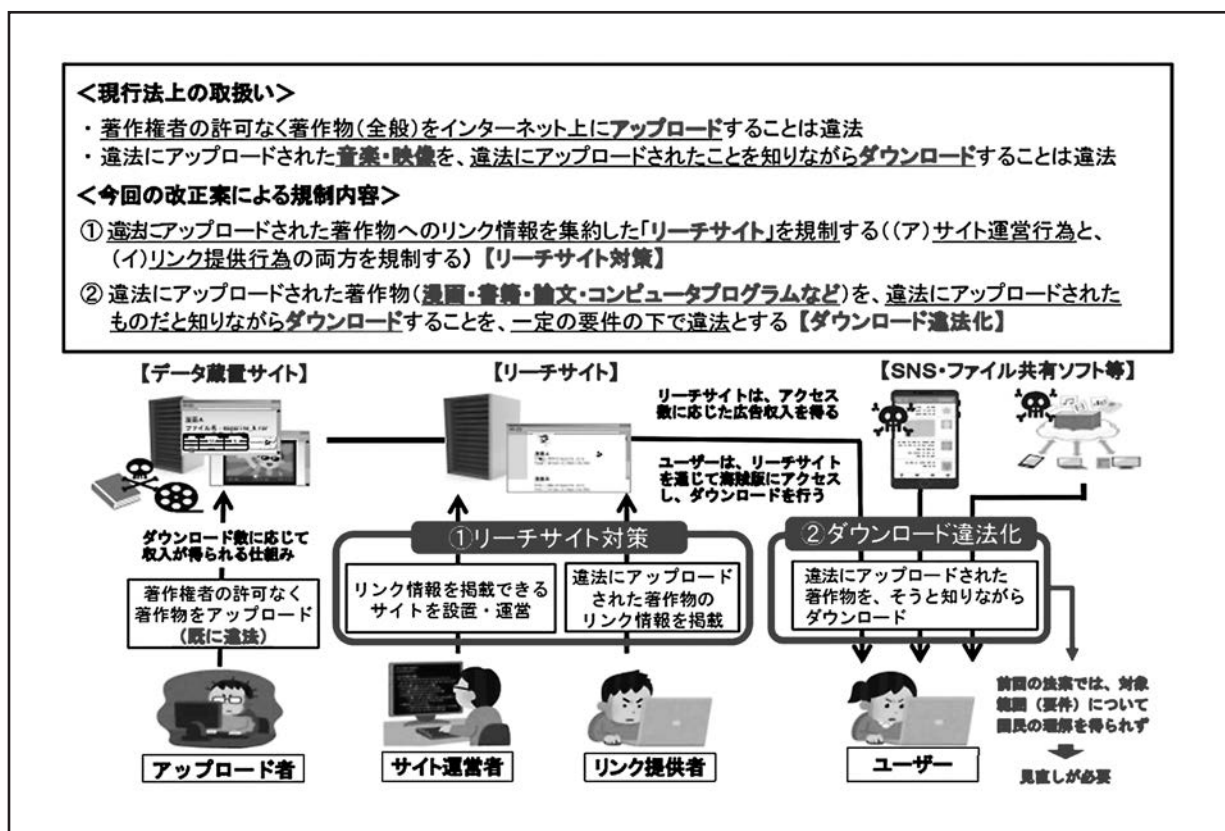
また、これらのサイト閉鎖後も依然として膨大な数の海賊版サイトが存在しており、令和元年11月時点において、出版分野のアクセス数上位10サイトに限っても月間延べ利用者が6,500万人

に及んでいました（令和2年4月時点では、アクセス数上位10サイトに限っても延べ利用者数は8,700万人程度と増加）。

海賊版による被害は漫画・雑誌に限られるものではなく、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学术论文、新聞など、著作物の分野・種類を問わず、海賊版による被害が発生しています。

こうした被害実態等を踏まえ、海賊版対策をより実効性あるものとする観点から、本法律では、①ユーザーを侵害コンテンツへ誘導する「リーチサイト」等の規制や、②侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大が行なわれています。

インターネット上の海賊版対策の強化について（イメージ）



（文化庁ホームページより引用）

知的財産・著作権を扱うことのある行政書士はもちろん、子どもから大人までインターネット等を利用するにあたってのルールや著作権というものをしっかり認識していくことが求められる時代となっています。

ぜひともその他の改正項目と合わせ、確認いただきたいと思います。

文化庁ホームページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/



新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

大 濱 真 司 おおはま しんじ



- ① 2020年9月1日
- ② 631-0805
奈良市右京4丁目4番5
- ③ SAKU &ぶうときどきあお
行政書士事務所
- ④ 090-8933-4251

櫻 本 博 久 さくらもと ひろひさ



- ① 2020年9月1日
- ② 634-0043
橿原市五条野町353番地の33
- ③ あすか行政書士事務所
- ④ 0744-27-0636

西 川 博 樹 にしかわ ひろき



- ① 2020年9月15日
- ② 639-0226
香芝市五位堂三丁目602番地1エムエフビル105号室
- ③ 行政書士法人LSRコンサルティング
奈良中南和オフィス（使用人）
- ④ 0745-49-0163

河 野 匡 臣 かわの まさおみ



- ① 2020年9月15日
- ② 636-0822
生駒郡三郷町立野南1丁目23-10
M's court 三郷101号室
- ③ かわの行政書士事務所
- ④ 090-4290-8011

保 田 まち子 やすだ まちこ



- ① 2020年10月15日
- ② 630-8224
奈良市角振町28番地
まあろービル5階608号
- ③ やすだ行政書士事務所
- ④ 0742-27-7787

森 川 純 子 もりかわ すみこ

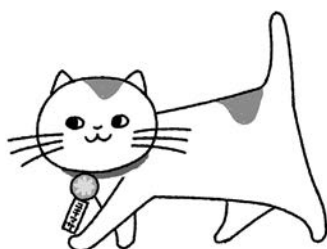


- ① 2020年12月15日
- ② 636-0803
生駒郡三郷町東信貴ヶ丘
1丁目5番4号
- ③ 行政書士森川純子事務所
- ④ 0745-27-3422

★会員の動き★

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 入 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

①転入年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



木 村 秀 子 きむら ひでこ



- ① 2020年10月1日
- ② 635-0013
大和高田市昭和町8番11-122号
朝日プラザイーストウイング
- ③ きむらひでこ 行政書士事務所
- ④ 0745-25-0556

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2020年 9 月15日	事務所の所在地 事務所の電話	山 田 顕 史	〒631-0062 奈良市帝塚山3丁目20-6 0742-44-7484
2020年 9 月15日	事務所の電話	山之内 清 孝	0742-87-1768
2020年 9 月30日	事務所の電話	竹 村 浩 司	0744-48-6487
2020年 9 月30日	事務所の所在地	梅 屋 望	〒630-8441 奈良市神殿町407-17
2020年10月30日	事務所の所在地表記訂正 事務所の名称 事務所の電話	松 川 宏 平	〒630-0212 生駒市辻町387番地1 上条ビル2階 行政書士まつかわ法務事務所 0743-75-8729
2020年10月30日	事務所の電話	和 田 容 輔	090-8930-1574
2020年10月30日	事務所の電話	當 麻 一 興	090-9255-9942
2020年11月13日	事務所の所在地 事務所の電話	杉 浦 恵 美	〒631-0064 奈良市帝塚山南4丁目11-7 2階 0742-55-4614
2020年11月30日	事務所の所在地	安 村 摩 耶	〒630-8002 奈良市二条町二丁目2番7号 武田ビル401号
2020年11月30日	事務所の名称	松 川 泰 之	松川行政書士事務所
2020年11月30日	事務所の電話	船 木 秀 高	0743-53-2356



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2020年9月30日	総 谷 邦 夫	〒634-0063 橿原市久米町746番地 0 7 4 4 - 2 7 - 0 8 0 2	廃業
2020年9月30日	森 永 祐 申	〒636-0824 生駒郡三郷町城山台4丁目11-4 0 7 4 5 - 3 2 - 4 5 7 6	廃業
2020年9月30日	三 筈 勲 明	〒631-0006 奈良市西登美ヶ丘七丁目10番8号 0 7 4 2 - 4 4 - 6 7 8 3	廃業
2020年9月30日	高 畑 博	〒635-0831 北葛城郡広陵町馬見北5丁目12番12号 0 7 4 5 - 5 5 - 6 2 5 4	廃業
2020年11月26日	稲 葉 竜 義	〒630-0212 生駒市辻町395番地1 奥田ビル3階 0 7 4 3 - 8 5 - 6 0 5 8	廃業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 登録抹消 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

登録抹消	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2020年9月30日	今 井 豊 彦	〒630-8114 奈良市芝辻町3丁目8-18 0 7 4 2 - 3 4 - 4 0 0 5	行政書士法 第7条第2項第二号



《編集後記》

新年あけましておめでとうございます。

本年も行政書士活動へのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスに振り回されたという印象でした。一刻も早く収束を願い、マスク着用、手洗いうがい、不要不急の外出を避ける等、自分に出来ることを継続しながら活動していきたいと思います。

佐藤 貴 玲

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第145号

発行 令和3年1月15日発行

発行人 中嶋 章雄

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T. ビル 3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

《連載》ユキマサなら散歩 ならまち界隈の町名

〈後編〉



新屋：しんや。芝新屋町、中新屋町、西新屋町など「新屋」の文字が入った町名が隣り合うようにあります。宝徳3年（1451年）に元興寺の諸堂が焼失し、そのまま復興を見ず荒地となりましたが、後に人家が立ち並んで町が形成されたことから、新屋敷という意味でこの町名ができたようです。天正年間（1573-1592年）の地子帳に西新屋町の名前が見えることから、火災のあとは100年余り荒れたままだったのかもしれない。

不審ヶ辻子町：ふしがづしちよう、ふしんがづしちよう。元興寺の鐘楼に鬼が現れ危害を加えるので、元興寺の僧侶が退治しようとするうちに夜が明けてきて、逃げだした鬼を追いかけるもこのあたりで見失ったところから不審ヶ辻子と呼ばれるようになったとの由来があります。なお、逃げた鬼は現在の奈良ホテル周辺の鬼隠山に隠れていたといわれています。元興寺の鬼（ガゴゼ）の伝説については、日本霊異記や百怪図巻といった数々の文献や絵巻にも紹介されています。

小太郎町：こたろうまち。奈良町屋寺社改帳に、「城戸村小太郎ト云農人住初し故町ノ名トス」と記載があり、代々小太郎を通名とする庄屋の松井氏が居住して町屋が形成され、小太郎町となったといえます。

木辻：きつじ。西木辻町、東木辻町、鳴川町あたりには、かつては遊郭が立ち並び、郡山の洞東寺と並んで花街として賑わっていました。現在も東木辻町にある、称念寺の路傍に大樹があったことに由来しています。明暦3年（1657年）、江戸に新吉原を開いたときに木辻から遊女を移したということが記録に残っており、その当時にはすでに傾城町として賑わっていたことがうかがえます。



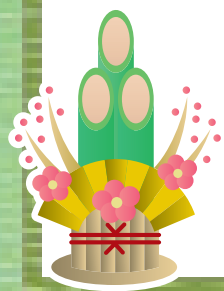
ごく一部だけの紹介となりましたが、まだまだ気になる町名はあります。文字だけではわかりにくいですが、一度地図を見ながら、どこにどのような町があるのか、どのような由来があるのか、調べていただきたいと思います。また、コロナ禍のあとには、そういった視点からならまちを探索してみるのも面白いと思います。

謹賀新年



会 長 中 嶋 章 雄
副会長 遠 山 健太郎
副会長 黒 田 敬 子
副会長 田 中 和 智

常任理事（総務部部長）	松 田 登美子
常任理事（経理部部長）	森 田 泰 浩
常任理事（広報部部長）	佐 藤 貴 玲
常任理事（監察部部長）	田 村 豊
常任理事（研修指導部部長）	松 井 紀 行
常任理事（受託業務管理部部長）	杉 山 毅
常任理事（第1業務部部長）	板 倉 靖 史
常任理事（第2業務部部長）	丹 正 祐 子
理 事（総務部副部長）	稲 本 太 一
理 事（経理部副部長）	大 西 淳 文
理 事（広報部副部長）	森 本 哲 夫
理 事（監察部副部長）	松 本 和 也
理 事（研修指導部副部長）	若 林 かずみ
理 事（受託業務管理部副部長）	松 塚 百合恵
理 事（第1業務部副部長）	森 田 光 弘
理 事（第1業務部副部長）	中 嶋 雄 一
理 事（第2業務部副部長）	野 村 早 香
理 事（第2業務部副部長）	松 本 光 正
監 事	谷 口 晴 康
監 事	西 田 周 祐
名誉会長	末 廣 元 孝
相 談 役	米 田 英 樹



会員の皆様、新春のお慶びを
申し上げます。
本年も、一層のご指導の程
お願い申し上げます。

